

決算の分析から見るまちの財政状況

Ⅰ. 普通会計地方財政状況調査

総務省の基準にもとづいて、普通会計（一般会計等）の財政状況を分析した地方財政状況調査から、この3年間の決算額の推移をまとめました。

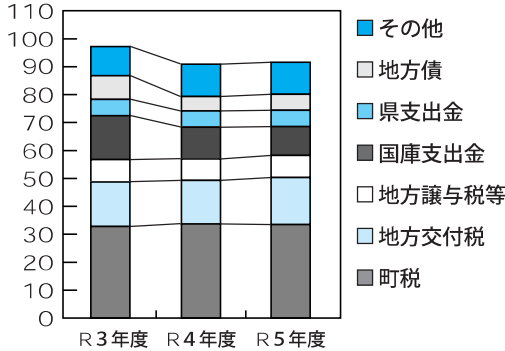
（１）歳入の推移

決算総額は、歳入・歳出ともに国・県の施策や投資的事業の状況により大きく変動します。令和5年度の歳入は、町税、国庫支出金、諸収入、前年度繰越金は減少しましたが、地方交付税、繰入金、地方債の増加などにより、決算総額は前年比約7372万円の増となりました。

収入項目ごとに見ると、町

(単位:千円)			
項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町 税	3,271,526	3,370,210	3,341,963
地方交付税	1,599,833	1,553,467	1,687,005
地方譲与税等	794,425	768,161	784,222
国庫支出金	1,569,774	1,138,320	1,040,520
県 支 出 金	587,944	575,185	580,424
地 方 債	849,300	513,657	574,480
そ の 他	1,040,026	1,158,123	1,142,231
歳 入 合 計	9,712,828	9,077,123	9,150,845

(単位:億円)



税は個人町民税が平均所得の伸びや納税義務者の増加等により増収（+1400万円）、法人町民税は原材料価格の高騰に伴う仕入価格の上昇の影響などにより減収（△1100万円）となりました。また、固定資産税では土地が東部工業団地の区画拡張及び宅地化の増加により増収（+2000万円）、家屋は据え置き年度のため新築家屋への課税によ

り増収（+1000万円）、償却資産は企業が設備投資を控えたことにより減収（△4400万円）となり、固定資産税全体では減収（△3200万円）となりました。町税全体では約2800万円の減収となりました。

地方交付税は普通交付税と特別交付税をあわせて約1億3400万円の増、国庫支出金は価格高騰緊急支援給付金給付事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減等により約9800万円の減、諸収入は給食費7か月間無償化による児童生徒等給食費納付金の減などにより約6400万円の減、前年度繰越金は約8500万円の減となっています。

町の借金である地方債は、投資的事業費等によって増減します。交付税の財源不足分を特例地方債で補填する臨時財政対策債は大きく増加していましたが、令和4年度からは減少し、令和5年度は約5700万円（前年比約△5800万円）でした。なお、臨時財政対策債を含む地方債の発行額の総額は道路橋梁整備事業や水道事業会計出資事業などの起債の増加等により、約6100万円の増となりました。

（２）歳出の推移

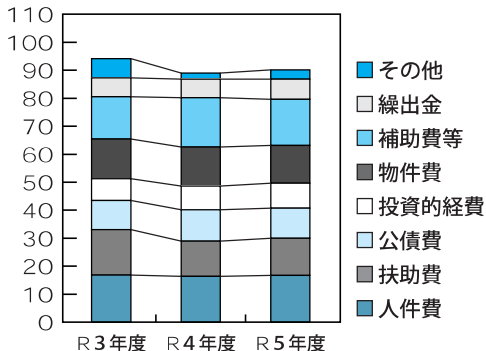
(性質別歳出)

令和5年度の歳出の決算総額は前年比約1億2200万円の増となりました。歳出項目をその性質別に見ると、義務的経費では、人件費は会計年度任用職員人件費の増等により約3700万円の増、扶助費は低所得世帯支援臨時給付金の増等により約6400万円の増、公債費は土木整備債、教育債の減などにより約3700万円の減となっています。投資的経費は、道路新設改良事業、橋梁補修事業、体育館施設補修事業などで約2億8400万円増加しましたが、市街地整備推進事業、エルデホール施設改修事業などで約2億4700万円減少したことにより、投資的経費全体では約3700万円の増となりました。その他の経費では、物件費は新型コロナウイルスワクチン接種事業の減等により約4600万円の減、補助費等は地域活性化商品券事業の減等により約1億600万円の減、繰出金は介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の増などにより約4500万円の増となっています。

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
義務的経費	4,353,123	4,015,371	4,079,637
人 件 費	1,688,821	1,638,743	1,676,066
扶 助 費	1,615,634	1,260,429	1,324,507
公 債 費	1,048,668	1,116,199	1,079,064
投資的経費	777,827	850,351	887,570
その他の経費	4,281,958	4,031,517	4,052,373
物 件 費	1,412,398	1,391,303	1,345,345
補 助 費 等	1,504,299	1,757,851	1,651,982
繰 出 金	684,436	671,593	716,562
そ の 他	680,825	210,770	338,484
歳 出 合 計	9,412,908	8,897,239	9,019,580

(単位:億円)



(3) 基金残高の推移

◆基金の概要

財政調整基金
予測できない収入の減少や、支出の増加に備えて積み立てておく基金です。

特定目的基金

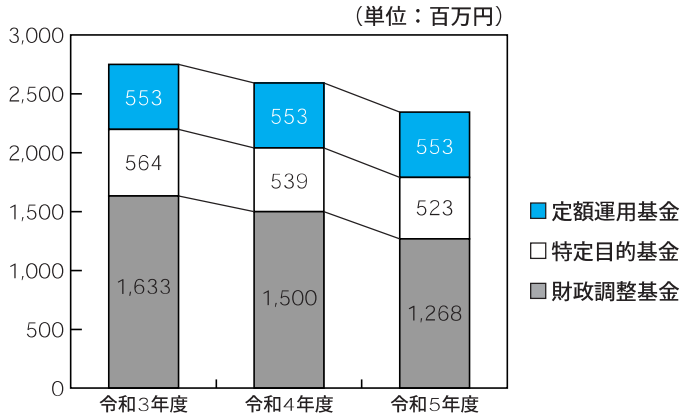
ふるさと応援基金、農業農村活性化基金、福祉基金など、特定目的のために積み立てておく基金です。

定額運用基金

土地開発基金や用品調達基金など、定額の資金で事業や事務を運営する基金です。特定目的基金のうち、ふるさと応援寄附金を、ふるさと

(単位:百万円)			
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基金残高	2,750	2,592	2,344
財政調整基金	1,633	1,500	1,268
特定目的基金	564	539	523
定額運用基金	553	553	553
1人当たり基金残高(円)	118,923	146,573	125,428

※各年度末基金残高／3月31日現在人口



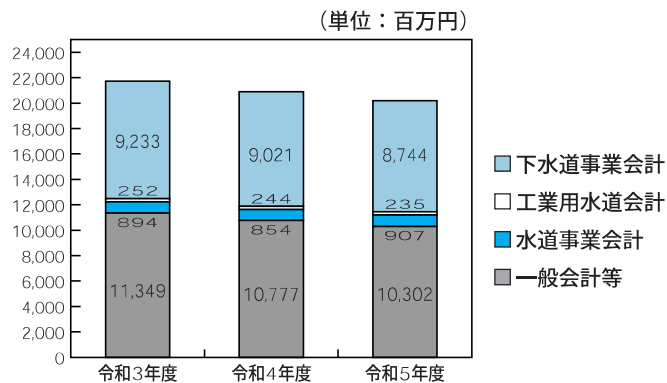
(4) 地方債残高の推移

◆地方債の概要

地方債は公共施設の建設など、一時的にたくさんのお金が必要な場合に借入するもので、次年度以降償還していきます。償還に対して地方交付税で措置されるものもありますが、地方債残高が多くなれば次年度以降の償還金の返済額が多くなり財政を圧迫していく要因となります。一般会計等では地方債残高が令和元年度まで年々増加していましたが、令和2年度以降新規借入の減により、令和3年度は

(単位:百万円)			
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等	11,349	10,777	10,302
水道事業会計	894	854	907
工業用水道会計	252	244	235
下水道事業会計	9,233	9,021	8,744
合 計	21,728	20,896	20,188
1人当たり地方債残高(円)	1,170,335	1,158,085	1,080,265

※各年度末地方債残高／3月31日現在人口



1億6400万円の減、令和4年度は5億7200万円の減、令和5年度は4億7500万円の減となりました。なお、借入額の全額が普通交付税に算入される臨時財政対策債が地方債残高の約4割を占めています。公営企業会計では、下水道事業会計は下水道の整備により地方債残高が約115億6100万円まで増加していましたが、平成25年度からは減少に転じ、令和5年度は2億7700万円の減となっています。水道事業会計は5300万円増加、工業用水道事業会計は900万円減少しています。



9月は障害者雇用支援月間



障害者雇用支援月間の取り組みとして、9月13日にふく咲マーケットを開催しました。就労継続支援事業所による授産品の販売が行われ、大盛況でした。次回は12月4日に開催予定です。(福祉課)

II. 健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について

令和5年度決算に基づき健全化判断比率を算定しました。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、ともに黒字決算であり該当しませんでした。また、実質公債費比率は12・3%、将来負担比率は67・4%となり、いずれも早期健全化基準を下回っています。なお、実質公債費比率は平成28年度以降は一部事務組合の地方債の償還が終了したところと下水道事業の減等により減少に転じていましたが、令和

和4年度に続いて令和5年度も一般会計の地方債の元利償還金が増加したこと等により前年度より増加となりました。将来負担比率も高岡幼稚園、田原小学校体育館の建設や福崎駅周辺整備事業等に伴う借入れにより、平成26年度以降大きく数値が悪化、平成28年度以降は下水道事業への繰入見込額が減少したこと等により減少していましたが、基準財政需要額算入見込額の減や充当可能基金の減等により令和4年度に引き続いて増加となりました。

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度 決算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	－	14.59	20.00	
連結実質赤字比率	－	19.59	30.00	
実 質 公 債 費 比 率	12.3	25.0	35.0	(前年比+1.1%)
将 来 負 担 比 率	67.4	350.0		(前年比+4.5%)
資金不足比率	水道事業会計	－	20.00	
	工業用水道事業会計	－	20.00	
	下水道事業会計	－	20.00	

各公営企業会計において「資金不足比率」については、令和5年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため該当はありません。

■健全化判断比率について

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率です。この数値は、健全化判断比率とともに地方債許可基準としても用いられ、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

■各公営企業の資金不足比率について

各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

ご利用ください『本人通知制度』

本人通知制度とは、事前に登録することで、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、本人に証明書を交付したことを郵便でお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得の早期発見が期待できます。

代理人や第三者から交付請求があった場合に、交付の可否を本人に確認する制度ではありません。

- 福崎町で登録できる人
- 福崎町の住民基本台帳に記載されている人及び過去にされていた人
 - 福崎町の戸籍に記載されている人及び過去にされていた人

■登録手続きに必要なもの

- 本人通知制度事前登録申出書（代理人が申出する場合は委任状が必要です）
※申出書・委任状は窓口にあります（ホームページにも掲載しています）。
- 本人確認書類
※顔写真つきのものは1点…免許証、個人番号カード、パスポート、障害者手帳など
※顔写真がないものは2点…保険証、医療証、学生証、年金手帳など「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できるものを2点

問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係（内線375・376）

児童手当法の改正により、10月分（12月支給分）から 児童手当が拡充されます

主な変更点	改正前
支給対象	中学校修了まで（15歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している人
所得制限	あり
手当額	3歳未満 一律：15,000円
	3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円
	中学生 一律：10,000円
	所得が制限限度額以上 上限限度額未満の人 一律：5,000円（特例給付）
	所得が上限限度額以上の人 支給なし
支給月	6月、10月、2月
多子加算の対象年齢 （児童の数え方）	18歳到達後の最初の年度末までの児童



改正後〈令和6年10月分以降〉	
高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している人	
なし	
3歳未満	第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
4月、6月、8月、10月、12月、2月	
22歳到達後の最初の年度末までの児童（養育している場合に限る）	

■ 新たに手続きが必要な人

- ① 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代のみの児童を養育している人
- ② 所得が上限限度額以上のため、現在児童手当も特例給付も受給していない人
- ③ 現在、児童手当を受給しており、大学生年代（18歳の年度末～22歳の年度末）の児童を含めて3人以上の児童を養育している人

※公務員の人は勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先にお問い合わせください。

●申請・届出が必要な人には、10月初旬までに案内がお手元に届きます。

●案内や通知が届かない場合は、住民生活課までお問合せください。

問い合わせ先 住民生活課 児童手当担当（内線376）

使用済み天ぷら油の回収にご協力ください

使用済み天ぷら油などの廃食用油は、回収して精製すればディーゼル自動車の燃料（BDF）として再利用できます。地球温暖化の防止やごみ減量化のため、みなさまのご協力をお願いします。

回収ボックス設置場所

JA兵庫西旬彩蔵福崎店、イセダ屋福崎店、ファミリーマート福崎南インター店、福崎町役場（正面玄関）、八千種研修センター（駐車場内）、文化センター（生活科学センター北側）、図書館（玄関南側）

※いずれも営業（開庁）時間内のみ

回収方法

- ・使用済み天ぷら油の天かす等はなるべく取り除き、容器（ペットボトル等）に入れ、しっかり栓をして、回収ボックスに投入してください。
- ・破損の恐れがあるガラス容器等は避けてください。
- ・回収の対象は植物油のみです。

問い合わせ先 住民生活課（内線372）

定額減税補足給付金

受け取りのための申請手続きはお済みですか？

福崎町では、本給付金の支給対象となる人へ令和6年7月22日（月）に支給確認書を郵送し、給付金受け取りのための申請書類を受け付けています。

申請には期限がありますので、給付金の受け取りを希望する人は、お早めに手続きをお願いします。

提出期限

令和6年10月31日（木）
（郵送の場合は当日消印有効）

すでにお送りしている支給確認書を紛失された場合は、税務課までご連絡ください。

問い合わせ先 税務課（内線341、344）



農地パトロールを実施
しました

福崎町農業委員会では、8月27日・28日の2日間、遊休農地や無断転用の把握・解消に努めるため農地パトロールを行いました。現地調査を行うと、今年度新たに遊休農地になったものもあれば、保全管理や営農を再開されているものもありました。また、遊休農地として判断された場合、対象となる所有者等に今後の農地をどうされるのか「利用意向調査」を実施します。

農地を管理しないまま放置すると、野生動物の隠れ家になったり虫が発生したりするため、周辺の農地や住民に迷惑がかかります。草刈りや耕起などを行い、いつでも耕作を再開できるように農地の適正な管理をお願いします。

(福崎町農業委員会)



令和6(2024)年度「二十歳のつどい」のご案内

とき 令和7(2025)年1月13日(月・祝) 9:45～(受付9:15～)

ところ 福崎町エルデホール

対象者 平成16(2004)年4月2日から平成17(2005)年4月1日生まれの人

福崎町では、その年度中に20歳になる人を対象に、「二十歳のつどい」を開催します。

「二十歳のつどい」実行委員会みなさんによる企画等を取り入れ、実り多き1日となるようにしていきたいと思っております。お誘い合わせのうえ、ご出席ください。

◆福崎町に住民票がある対象者には、本年12月にハガキでご案内します。

◆就職や進学等の都合で福崎町に住民票がない人で、「二十歳のつどい」に参加を希望する人は、社会教育課までご連絡ください。

応募・問い合わせ先

福崎町教育委員会 社会教育課

「二十歳のつどい」担当

〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3116番地の1

☎22-0560(内線256) FAX: 22-0630

✉syakai@town.fukusaki.lg.jp

「感謝」「励まし」の手紙を募集します

二十歳という節目に、普段なかなか言葉にできない想いを手紙にしてみませんか？手紙は教育委員会で事前にお預かりし、「二十歳のつどい」参加者、家族や友人、地域の皆さんへお届けします。

■募集内容

- ①「二十歳のつどい」参加者から家族や友人、地域のみなさんへの感謝の手紙
- ②家族や特に関係の深い人から「二十歳のつどい」参加者への励ましの手紙

■応募書式 自由作文

※手紙本文以外に手紙を贈る人との関係などについて、簡潔に記入してください。

■応募締切 11月29日(金)

■応募方法 氏名(ふりがな)、住所、電話番号、生年月日、手紙の贈り先の氏名、住所を記入し、左記の応募先へ直接持参・郵送・ファックス・メールのいずれかの方法で応募してください。

【休日・夜間の受付窓口】

平日の昼間にマイナンバーカードの申請や受け取りに来庁することが困難な人のために、休日・夜間の窓口を開設します。事前に電話予約をお願いします。

開設日の前日(開設日が日曜日の場合は金曜日)17:00までに予約をお願いします。

日	時	場 所
4日(金)	17:15～19:15	住民生活課
11日(金)		
18日(金)		
25日(金)		
27日(日)	9:00～12:00	

10月 マイナンバーカード

【個人宅等出張申請受付】

無 料

マイナンバーカードの申請で、役場にお越しいただくことが困難な人を対象に、職員が自宅等へお伺いし、写真撮影から申請受付までを行います。

出張先 個人宅、福祉施設、病院等

※自宅以外への出張申請を希望する人は、事前に施設等の了承を得てください。

予約・問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係

☎0790-22-0560(内線373・374)

★平日に電話での予約が難しい人は、メールでお問い合わせください。

✉jumin@town.fukusaki.lg.jp

～地域計画の策定後、または令和7年度以降～ 農地の貸借方法が変わります

■変更の経緯について

農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村において令和7年3月末までに地域計画を策定することが義務づけられました。

地域計画とは、町全域におい

て将来にわたって守るべき農地や、農地の集約化に向けた方針等を明確化した計画に、将来目指すべき農地の姿を示した目標地図を合わせたものです。

地域計画の策定後、または令和7年度から農地の貸借方法が変わりますので、お知らせします。

■貸借方法について

現在は、①農業経営基盤強化促進法による利用権設定、②農地法第3条、③農地中間管理事業のいずれかの方法で貸借が可能です。

しかし、「地域計画」策定後、または令和7年度以降は農業経営基盤強化促進法による利用権設定はできません。

①農業経営基盤強化促進法による利用権設定

簡単な手続きで農地の貸借ができ、契約の期間が終了すれば農地は土地の所有者へ返還されます。

地域計画が策定されるまでに契約する利用権については、契約満了日まで権利設定が継続しますが、次回更新時からは農業経営基盤強化促進法による利用権設定は出来ません。

重要

【農業経営基盤強化促進法による利用権設定に係る受付締め切り日】

令和6年12月25日（水）（最終受付）

※地域計画を策定していない場合でも、令和7年度以降は農業経営基盤強化促進法による利用権設定はできませんのでご注意ください。

②農地法第3条による貸借

農業委員会へ農地法第3条に基づく貸借の許可申請を行います。審査の結果、許可されれば貸借を行うことができます。

③農地中間管理事業による貸借

公益社団法人ひょうご農林機構が、農地を貸したい人から借り受けて、受け手に対して貸し付けます。

農地の出し手
（土地所有者）

貸付

公益社団法人
ひょうご農林機構

貸付

農地の受け手
（耕作者）

現在の農地の受け手の条件は、認定農業者等ですが、地域計画策定後は、受け手（個人・法人）が地域計画に位置づけられている（※1）必要があります。

（※1）地域計画の【農業を担う者】に掲載されている人

ただし、法人化されていない組織は、（公社）ひょうご農林機構を通した貸借契約ができません。
なお、5年以内に法人化を目指す組織は、特定農作業受委託契約を（公社）ひょうご農林機構と結ぶことが可能です。（委託料は発生しません。）

○農地中間管理事業を活用するメリット等

農地を貸したい人（出し手）	農地を借りたい人（受け手）
契約の期間が終了すれば農地は土地所有者へ返還されるので、安心して農地を貸すことができます。	農地を長期に安定して借り入れることができ、効率的、安定的な農業経営ができます。

問い合わせ先

【農業経営基盤強化促進法による利用権設定・農地法第3条・地域計画に関すること】

農林振興課 ☎22-0560（内線312～314）

【農地中間管理事業に関すること】（公社）ひょうご農林機構（姫路農地管理事務所） ☎079-281-9396



にこにこひろばで 作って遊ぼう！

材料はこちらで用意します。9:30～11:00の都合のよい時間におこしてください。申込不要。

場 所 にこにこひろば

対 象 就園前の子どもとその保護者

定 員 15人程度

☆10月の製作『ハロウィンガーランド』

10月17日(木) 製作時間：約20分

☆11月の製作『どんぐり落とし』

11月21日(木) 製作時間：約20分

※問い合わせはにこにこひろばへ

『ちゅっちゅ ぽっぴの会』(0歳児の集い) ～ふれあいのうた・ことばで 乳児とあそぶたのしい時間を～

親子あそびで、楽しい時間をすごしましょう。

日 時 10月15日(火)・11月19日(火)

10:00～11:00

対 象 令和6年4月2日以降生まれの乳児と保護者

場所・申し込み先 ともだちひろば

11月『すきっぴひろば』 ～手作りパラバルーンであそぼう～

親子で一緒にパラバルーンや絵本、ふれあいあそびを楽しみましょう。赤ちゃんも一緒に！

日 時		場 所
22日(金)	10:00～	八千種研修センター
26日(火)	10:00～	文化センター(小ホール)

対 象 就園前の子どもとその保護者

定 員 各回10組程度

申し込み先 おひさまらんど

子育て講座 (小雨決行・荒天中止)

『いざ！というときの救急法 (乳幼児編)』と車両見学

「高熱が出た」「頭を打って出血した」「何か飲み込んだかも！？」と子育て中は、いろんな所に「ドキッ！」が潜んでいます。乳幼児に多い事故やケガとその対処法について学びます。

後半は、車両見学をします。おたのしみに！

日 時 11月6日(水) 10:00～11:00

(9:40文化センター集合)

場 所 中播消防署(福崎新)

※文化センターと消防署の間は町バスで移動しますので、自家用車で直接消防署へ行くことはご遠慮ください。

講 師 中播消防署員

申し込み先 ともだちひろば



子育て講座 親子ヨガ ～スキンシップで絆が深まる～

ゆったりとしたヨガでお子さんと触れ合い、かけがえのない時間を過ごしませんか？

日 時 11月7日(木)

①9:30～10:15 ②10:30～11:15

講 師 ヨガインストラクター 藤井真代さん

対 象 就園前の子どもとその保護者

定 員 各回10組まで

持ち物 ヨガマットまたはバスタオル、お茶

場所・申し込み先 にこにこひろば

※乳幼児親子対象のヨガ講座です。親子共、動きやすい服装でご参加ください。

個別相談(1日3組まで)

10月15日(火)・11月19日(火) 10:00～14:00

場所：文化センター 2階 和室 ※託児あり

専門相談員：大内和恵

※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

★行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス <https://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)

火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)

月～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)

月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.lg.jp

くらしのゼミナール

自分に似合う パーソナルカラーを見つけよう！

パーソナルカラーとは、その人が生まれ持った肌・瞳・髪の色の特徴に調和し、ひとりひとりの個性を引き立てる色のことです。

自分のパーソナルカラーを知り、似合うファッションやメイクを身につけることで自分の個性や魅力をより引き立てることができるようになります。ぜひ、ご参加ください。

日 時 11月27日(水) 13:30～15:00

場 所 福崎町生活科学センター 講義室

講 師 PICSパーソナルカラーアナリスト
松本由紀さん

対 象 福崎町に在住または在勤の人

申し込み期限 11月15日(金)まで

申し込み・問い合わせ先 生活科学センター
(☎22-2939/月曜定休)



こばやし ゆ り こ

小林祐梨子さん指導

「走って楽しく！」

スポーツ大好きランニング教室Ⅱ

開催

9月7日、さるびあドームで、元オリンピック選手の小林祐梨子さんに、「走る」の基本を楽しく教えていただき、運動の大切さを子どもたちに伝えていただきました。

また、「パリオリンピック」でのエピソードを交え、参加者と楽しい交流を図りました。

(第1体育館)

防犯連絡所が 決まりました

防犯連絡所は、地域住民と福崎防犯協会及び福崎警察署との連絡窓口として、また地域安全活動の推進拠点として活躍しています。各集落内にある防犯連絡所は次のとおりです。(委任期間：令和8年3月31日まで) (住民生活課)

集落	氏 名	集落	氏 名	集落	氏 名	集落	氏 名
長 目	井 奥 功	田 尻	松 岡 和 彦		西 井 俊 彦	駅 前	泉 昌 秀
中 島	牛 尾 俊 秋		岡 本 泰 三		西 井 義 博		槇 井 昭 二
	松 岡 宣 幸		藤 原 宏 三	庄	岡 本 健 司	福 田	尾 崎 幸 忠
上中島	石 野 光 市		牛 尾 利 道		難 波 孝		山 下 慎 一
西光寺	竹 本 繁 夫	大 門	関 良 一		西 井 和 俊		高 岡 博 美
	松 岡 詳 典		三 輪 和 幸	鍛冶屋	中 塚 保 彦	田 口	豊 國 明 仁
八反田	松 岡 義 彦	加治谷	古 田 昇		白 井 和 弘	板 坂	平 岡 護
吉 田	横 野 晴 作	亀 坪	福 永 三 郎		志 水 睦 規		鳥 岡 照 義
	藤 井 良 信	南大貫	谷 岡 克 典	新 町	大 井 克 哉	桜	吉 高 平 記
西 野	松 井 重 登		藤 本 広 明		森 康		柴 崎 佳 輝
	藤 本 和 弘	東大貫	牛 尾 雅 一		谷 口 友 一	長 野	大 杉 博
井ノ口	姫 田 紀 生		井 上 茂 樹		津 川 政 廣	神 谷	大 野 武 二 郎
北 野	埴 岡 秀 和	西大貫	埴 岡 徹	馬 田	清 水 康 昭	西 谷	大 塚 聡
	長谷川 秀 行		田 中 一 郎		祖父元 恒 昭		志 水 利 雄
	田 崎 正 和		松 岡 光 夫	山 崎	橋 本 和 正		牛 尾 敏 博
辻 川	埴 岡 政 秀	余 田	玉 置 道 雄		山 本 正 樹	西 治	山 本 欽 也
	堀 節 子		藤 田 茂 一		村 上 隆 文		高 原 幸 満
	福 永 末 廣	小 倉	難 波 孝 裕		鷹 野 道 博		隅 岡 哲 也
田 尻	千 家 敏 昭		難 波 正 治	駅 前	高 松 繁 樹	高 橋	高 瀬 政 見
	多 田 文 男	庄	難 波 靖 通		小 幡 八 郎		